

計画書（理由書）

鳥取都市計画道路の変更（鳥取市決定）

1. 鳥取都市計画道路に「3・5・18号 千代水幹線」及び「3・5・19号 嶋里仁線」を次のように追加する。
2. 鳥取都市計画道路のうち「3・4・12号 湖山商栄線」、「3・4・18号 晩稻賀露線」及び「7・5・4号 千代水循環線」を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・5・18	千代水幹線	鳥取市 千代水 三丁目 107番地先	鳥取市 千代水 三丁目 113番地先	鳥取市 千代水 三丁目	約 330m	地表式	2車線	13.5m	・幹線街路と 平面交差2箇所 ・区画街路と 平面交差1箇所
	3・5・19	嶋里仁線	鳥取市 大字嶋 字下モ中坪	鳥取市 大字里仁 字下宮田 扇田	鳥取市 大字徳尾	約 670m	地表式	2車線	12m	・幹線街路と 平面交差2箇所 ・自動車専用 道路と立体交 差1箇所
	3・4・12	湖山商栄線	鳥取市 湖山町東二 丁目	鳥取市 湖山町東二 秋里 丁目	鳥取市 湖山町東四 丁目 千代水四丁 目 商栄町ほか	約 2,330 m	地表式	2車線	16m	・幹線街路と 平面交差5箇所 ・区画街路と 平面交差2箇所 ・自動車専用 道路と平面交 差1箇所 ・自動車専用 道路と立体交 差1箇所 (変更位置) 千代水二丁目、 千代水三丁目
	3・4・18	晩稻賀露線	鳥取市 晩稻字白毛	鳥取市 晩稻町南三 丁目	鳥取市 晩稻 賀露町	約 1,730 m	地表式	2車線	16m	・幹線街路と 平面交差5箇所 ・自動車専用 道路と平面交 差2箇所 ・自動車専用 道路と立体交 差1箇所 (変更位置) 賀露町
区画街路	7・5・4	千代水循環 線	鳥取市 千代水四丁 目	鳥取市 千代水四丁 目	鳥取市 千代水二丁 目 千代水三丁 目 千代水四丁 目	約 2,190 m	地表式	2車線	12m	・幹線街路と 平面交差3箇所 ・自動車専用 道路と立体交 差2箇所 (変更位置) 千代水三丁目 (変更内容) 3・5・18号千代 水幹線との平 面交差点の新 設及び重複部 の削除による 延長の変更

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

決 定（変 更）理 由

3・5・18号千代水幹線は、都市計画道路南北線の千代水インターチェンジの都市計画決定により、国道9号に接続するインターチェンジアクセス道路として国道9号と湖山商栄線を接続する路線である。

3・5・19号嶋里仁線は、都市計画道路南北線の徳尾インターチェンジの都市計画決定により、市道徳尾7号線の一部機能廃止による代替路線及びバス路線の機能確保として必要な路線である。

以上2路線を新たに都市計画道路とすることにより、空港、JR湖山駅へのアクセスや千代水地区への物流機能が確保されるとともに、防災上の緊急路線として道路ネットワークが形成される。

また、都市計画道路南北線の都市計画決定にあわせ、各インターチェンジと接続する交差点部の新設に伴う都市計画道路2路線の変更を行い、3・5・18千代水幹線の都市計画決定にあわせ、都市計画道路1路線の変更を行うものである。